

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を  
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年（2016年）6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年(2016年)3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
の一部を改正する条例（平成28年3月町田市条例第15号）の一部を次のように改  
正する。

第80条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中  
欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介  
護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替える」を「、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「認知症対応型通所介護に」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替える」に改める。</p> <p><u>第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。</u></p>	<p>第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替える」を「、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「認知症対応型通所介護に」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替える」に改める。</p>